

横浜市立図書館規則 新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条の3）	第1章 総則（第1条—第4条の3）
第2章 館内利用（第5条—第8条）	第2章 館内利用（第5条—第8条）
第3章 館外利用	第3章 館外利用
第1節 個人貸出し（第9条—第13条の2）	第1節 個人貸出し（第9条—第13条の2）
第2節 移動図書館貸出し（第14条）	第2節 移動図書館貸出し（第14条）
第3節 図書取次サービス（第15条）	第3節 図書取次サービス（第15条）
第4節 団体貸出し（第16条—第 <u>20</u> 条）	第4節 団体貸出し（第16条—第 <u>19</u> 条）
第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第21条）	<u>第3章の2 電子書籍利用（第20条）</u>
第5章 相互貸借（第22条）	第4章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第21条）
第6章 図書等の寄贈及び寄託（第23条—第29条）	第5章 相互貸借（第22条）
第7章 手数料（第30条—第33条）	第6章 図書等の寄贈及び寄託（第23条—第29条）
第8章 組織等（第34条—第41条）	第7章 手数料（第30条—第33条）
第9章 雜則（第42条・第43条）	第8章 組織等（第34条—第41条）
（第1条 省略）	第9章 雜則（第42条・第43条）
（事業）	（第1条 省略）
第2条 図書館は、次の事業を行う。	第2条 図書館は、次の事業を行う。
（1）図書館資料（条例第3条第1項に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を収集し、及びその目録を整備して、一般公衆の利用に供すること。	（1）図書館資料（条例第3条第1項に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を収集し、及びその目録を整備して、一般公衆の利用に供すること。
（2）郷土資料及び地方行政資料を収集し、利用に供すること。	（2）郷土資料及び地方行政資料を収集し、利用に供すること。
（3）図書館資料の周知に努め、読書、調査研究等の相談に応ずること。	（3）図書館資料の周知に努め、読書、調査研究等の相談に応ずること。
（4）図書館資料の館外貸出しをすること。	（4）図書館資料の館外貸出しをすること。
（5）他の図書館と協力し、図書館資料の相互貸借を行い、利用の便を図ること。	（5）他の図書館と協力し、図書館資料の相互貸借を行い、利用の便を図ること。
（6）インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて公衆に利用可能とされ、又は閲覧の提供を受けた情報を紹介し、及び提供すること。	（6）インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて公衆に利用可能とされ、又は閲覧の提供を受けた情報を紹介し、及び提供すること。
	<u>（7）電子書籍（電子的記録を用いて出版した、図書館資料と同等の内容を持つ著作物で、契約によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用できるものをいう。以下同じ。）を利用に供すること。</u>

(7) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な業務

(第3条～第4条 省略)

第2章 館内利用

(利用の手続)

第5条 館内における図書館資料の利用は、自由とする。ただし、教育長が特に指定した図書館資料の利用については、別に定める。

(第6条～第8条 省略)

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し

(登録手続)

第9条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館カード（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 図書館カードの交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 本市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者

(2) 本市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき図書館資料の館外貸出しを受けることができるとされている者

3 図書館カードの交付を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請をした上、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示し、登録しなければならない。

(8) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な業務

(第3条～第4条 省略)

第2章 館内利用

(利用の手続)

第5条 館内における図書館資料の利用は、自由とする。ただし、教育長が特に指定した図書館資料の利用については、別に定める。

2 館内におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧できる情報の利用方法については、教育長が別に定めるところによる。

(第6条～第8条 省略)

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し

(登録手続)

第9条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者番号の付与を受けなければならない。

2 利用者番号の付与を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 本市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者

(2) 本市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき図書館資料の館外貸出しを受けることができるとされている者

3 利用者番号の付与を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法で登録の申請をしなければならない。ただし、第2号による方法は前項第1号に定める者に限り、第3号による方法は市内に居住する者に限り行うことができるものとする。

(1) 図書館の窓口に来館し、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示することにより申請する方法

(2) 横浜市立図書館情報システムを利用し、本人であること及び居住地等を証明する書類の写しを提

4 図書館カードの交付を受けようとする者のうち、市内に居住する者については、郵送により交付の申請をすることができる。この場合において、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出しなければならない。

5 前2項の規定に基づき登録を行った者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。

6 登録者が虚偽の登録を行い、又は図書館カードを他人に貸与する等不正な行為をしたときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

7 図書館カードの有効期間は、登録した日から5年間とする。

(個人貸出しの手続等)

第10条 登録者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。

(第11条～第19条 省略)

第20条 削除

出することにより申請する方法

(3) 郵送により、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出することにより申請する方法

4 前項第1号及び第3号に規定する方法により利用者番号の付与を受けた者は、図書館カード(第2号様式)の交付を受けるものとする。ただし、図書館カード不要の申出をした場合は、この限りではない。

5 第3項の規定に基づき登録をされた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。

6 登録者が虚偽の申請を行ったとき、もしくは図書館カードを他人に貸与する等不正な行為をしたとき、又は本人からの申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

7 利用者番号の有効期間は、登録した日から5年間とする。ただし、更新することができる。

8 前項ただし書の規定による更新は、教育長が別に定めるところにより行うものとする。

(個人貸出しの手續等)

第10条 登録者が図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用者番号の確認を受けなければならぬ。

2 前項の利用者番号の確認は、図書館カードの提示又は横浜市立図書館情報システムにインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて接続された情報通信機器の提示により行うものとする。

3 図書館カードの紛失等により前項の確認ができない場合については、教育長が別に定める。

(第11条～第19条 省略)

第3章の2 電子書籍利用

(電子書籍の利用)

第20条 電子書籍を利用できる者は、第9条第2項第1号に該当し、利用者番号の付与を受けた者とする。

2 登録者1人に対して同時に利用に供することができる

きる電子書籍は、2点以内とする。

3 電子書籍の利用期間は、貸出日の翌日から起算して14日間とする。

4 利用期間の延長を希望する登録者は、前項の利用期間内に延長の申出をすることができる。延長が認められた場合、手続の翌日から起算して14日間利用期間が延長される。

5 第9条第6項及び第13条に規定する貸出停止の措置を受けている者は、電子書籍を利用することができない。

6 その他電子書籍の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

(第21条～第35条 省略)

第8章 組織等

(中央図書館の組織)

第36条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

(企画運営課 省略)

調査資料課

- (1) 中央図書館において保管する図書館資料の選定・収集に関すること。
 - (2) 図書館資料の選定・収集に係る総合調整に関すること。
 - (3) 図書館資料の受入、整理、払出、保管及び評価に関すること。
 - (4) 図書館資料の書誌データの整備に関すること。
 - (5) 図書等の寄贈及び寄託に関すること。
 - (6) 中央図書館における図書館資料の利用相談・情報提供に関すること。
- (7) 利用相談・情報提供に係る総合調整に関すること。

(サービス課 省略)

(職員)

第37条 図書館に館長並びに教育長が必要と認める専門的職員及び事務職員を置く。

- 2 課に課長、係に係長を置く。
- 3 図書館に担当部長、担当課長、課長補佐及び担当

(第21条～第35条 省略)

第8章 組織等

(中央図書館の組織)

第36条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

(企画運営課 省略)

調査資料課

- (1) 中央図書館において保管する図書館資料の選定・収集に関すること。
- (2) 図書館資料の選定・収集に係る総合調整に関すること。
- (3) 図書館資料の受入、整理、払出、保管及び評価に関すること。
- (4) 図書館資料の書誌データの整備に関すること。
- (5) 図書等の寄贈及び寄託に関すること。
- (6) 中央図書館における図書館資料の利用相談・情報提供に関すること。

(7) 電子書籍の提供に関すること。

(8) 利用相談・情報提供に係る総合調整に関すること。

(サービス課 省略)

(職員)

第37条 図書館に館長並びに教育長が必要と認める専門的職員及び事務職員を置く。

- 2 課に課長、係に係長を置く。
- 3 図書館に担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係

係長を置くことができる。

- 4 担当部長、課長、担当課長、課長補佐、係長及び
担当係長は、事務職員をもって充てる。

(館長等の職務)

第38条 横浜市中央図書館長（以下「中央図書館長」
という。）は、教育長の命を受け、図書館の事務を
掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 中央図書館の担当部長、課長、担当課長、課長補
佐、係長及び担当係長は、それぞれ上司の命を受
け、所属職員を指揮監督する。
3 中央図書館以外の図書館の館長は、中央図書館長
の命を受け、それぞれ館務を掌理し、所属職員を指
揮監督する。

(第39条～第43条 省略)

長及びキャリアスタッフを置くことができる。

- 4 担当部長、課長、担当課長、課長補佐、係長及び
担当係長及びキャリアスタッフは、事務職員をもって
充てる。

(館長等の職務)

第38条 横浜市中央図書館長（以下「中央図書館長」
という。）は、教育長の命を受け、図書館の事務を
掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 中央図書館の担当部長、課長、担当課長、課長補
佐、係長及び担当係長及びキャリアスタッフは、それ
ぞれ上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。
3 中央図書館以外の図書館の館長は、中央図書館長
の命を受け、それぞれ館務を掌理し、所属職員を指
揮監督する。

(第39条～第43条 省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月15日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の横浜市立図書館規則の規
定によりなされた手続その他の行為は、改正後の横浜
市立図書館規則の相当規定によりなされた手續その他
の行為とみなす。

【旧】

第2号様式(第9条第1項)

表

横浜市立図書館カード

中央図書館

裏

図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。

このカードで、市立図書館全館であわせて10冊、貸出日の翌日から起算して14開館日図書を借りることができます。

- ・このカードは本人以外は利用できません。
- ・5年ごとに登録内容を確認します。
- ・登録内容が変わったとき、なくしたときはご連絡ください。

※このカードを拾われた方は図書館までご連絡ください。

開館時間

休館日

名前

(縦5.4cm、横8.6cm)

【新】

第2号様式(第9条第4項)

表



裏

図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。

このカードで、市立図書館全館であわせて10冊、貸出日の翌日から起算して14開館日図書を借りることができます。

- ・このカードは本人以外は利用できません。
- ・5年ごとに登録内容を確認します。
- ・登録内容が変わったとき、なくしたときはご連絡ください。

※このカードを拾われた方は図書館までご連絡ください。

開館時間

休館日

名前

(縦5.4cm、横8.6cm)